

平成25年度

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況の
点検・評価結果

1. 全体評価
2. 項目別評価

横浜市病院経営局

平成26年6月

目 次

1. 全体評価	1
2. 項目別評価	2
(1)診療（基本協定第13条）	2
(2)検診（基本協定第14条）	2
(3)政策的医療（基本協定第15条）	2
①24時間365日の救急医療	
②小児救急医療	
③二次救急医療	
④周産期救急医療	
⑤精神科救急医療	
⑥精神科合併症医療	
⑦緩和ケア医療	
⑧アレルギー疾患医療	
⑨障害児者合併症医療	
⑩災害時医療	
⑪市民の健康危機への対応	
(4)地域医療全体の質の向上に向けた役割（基本協定第16条）	4
(5)利用料金（基本協定第17条）	5
(6)施設、設備等の維持管理（基本協定第18条）	5
管理の原則（基本協定第19条）	
施設等の改良、改修及び保守・修繕（基本協定第20条）	
(7)物品の移設（基本協定第21条）、物品の管理（基本協定第22条）	5
(8)目的外使用（基本協定第23条）	5
(9)受託研究（基本協定第24条）	6
(10)院内学級（基本協定第25条）	6

平成 25 年度横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況の点検・評価結果

1 全体評価

日本赤十字社が指定管理者として運営する横浜市立みなと赤十字病院は、平成 17 年 4 月に市立病院として開院した以降、「横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定」（以下「協定」という。）に基づいて、「救急」「アレルギー疾患」「精神科救急」をはじめとする政策的医療の提供や地域医療全体の質向上に向けた先導的な役割に加え、病院独自にもがん診療や産科・周産期医療の充実に向けた取組などを行っている。

病院経営局では、横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況の点検・評価を毎年度実施し、結果を公表している。

この点検・評価は、病院が良質な医療を市民に提供していく上で、必須かつ恒常に取り組むべき業務であり、市民に対する説明責任を果たす上で重要な役割を果たしている。

平成 25 年度は、基本協定、基準書等に基づいて 133 項目を対象に点検・評価を実施した。

そのうちの 131 項目については、基本協定及び基準書等に沿って適切に指定管理業務が実施されていた。

一方、障害児（者）合併症医療の取組については、港湾病院から引き継いだ患者への対応について適切でなかったことなど、2 項目については基準を満たしていないと判断した。

主な取組としては、標榜診療科を 36 科（従来 23 科）に変更して患者・市民にわかりやすい表示に努めた。

政策的医療の実施に関して、救急医療においては、救急車搬送による受入患者数が全国トップクラスであるとともに救急車受入率がさらに上昇したことや、産科・周産期医療においては積極的な分娩の受入れに努め、分娩件数が増加した。また、災害時の医療機能を維持させるために、津波対策改良工事を実施して防潮板・防潮扉を設置した。指定管理者独自の取組としては、平成 26 年 2 月から内視鏡下手術用の医療ロボット「ダ・ヴィンチ」を導入し低侵襲な手術を開始した。さらに、各病棟に担当薬剤師を常駐させ、患者に対して薬剤の指導や説明を充実させた。

なお、経営面においては、コメディカル部門をはじめ人員を増やして医療サービスの充実を図ったことにより前年度と比べて增收減益となっているが、引き続き安定した経営が行われていることを確認した。

政策的医療をはじめとした市民に対する医療提供について、みなと赤十字病院では救急医療や災害時医療など、協定に基づく目標を超えた成果をあげている取組も多くみられる。こうした取組や成果については、市立病院全体として共有するとともに、相互に積極的な連携を図ることで市民により適切な医療提供等できる体制を構築し、市立病院のプレゼンスを高めながら、横浜市全体の医療の質向上につなげていくよう本市としても協力体制を築いていく必要がある。

2 項目別評価

(1) 診療に関する取組（基本協定第13条）

基本協定に定める診療科目を含む36診療科を設置・運営し、入院延べ患者数195,112人（1日平均535人）、外来延べ患者数272,829人（1日平均1,118人）の実績をあげた。

【主な取組状況】

- 地域がん診療連携拠点病院として高度な医療機能を発揮するため、内視鏡下手術用の医療ロボット「ダ・ヴィンチ」を導入・稼働させ、低侵襲な手術を推進した。
- 地域周産期母子医療センターの指定病院として、分娩室の増設、助産師外来や院内助産などの従来からの取組をもとに、積極的な分娩の受入れに取り組み、分娩件数が増加した。
【分娩件数：958件（前年比+107件）】
- ICUにおける重度熱傷患者の浴槽処置医療を目的として3階に熱傷浴室を、乳腺外科疾患への医療体制拡充のため2階に乳腺外科外来を、それぞれ整備した。
- 患者・市民の視点に立って、標榜診療科をわかりやすくし36科に変更した。（従来23科）

【評価】

基本協定第13条に基づく診療に関する取組については、規定どおりに実施していると認めた。

(2) 検診に関する取組（基本協定第14条）

横浜市から受託した「がん検診」や「健康診査等の検診」について積極的に実施し、昨年度を上回る実績をあげた。

【検診等件数：9,787件（前年比+1,390件）】

【評価】

基本協定第14条に基づく検診に関する取組については、規定どおりに実施していると認めた。

(3) 政策的医療に関する取組（基本協定第15条）

「断らない救急」を基本とした積極的な救急医療への取組をはじめ、アレルギー疾患や精神科救急などの政策的医療を継続的かつ着実に提供している。

【主な取組状況】

○24時間365日の救急医療

救命救急センターとして患者を受け入れており、そのうち、救急車搬送による受入患者数は全国トップクラスであった。また、救急車の受入率は前年度を上回った。

【救急患者数：23,144人（前年比▲1,339人）】

【救急車搬送受入患者数：11,583人（前年比▲331人）】

【救急車受入率：98.8%（前年比+1.4%）】

○小児救急医療

横浜市小児救急拠点病院として24時間365日の二次小児救急医療を提供した。

【小児救急受入患者数：3,543人（前年比▲594人）】

○周産期救急医療

平成 18 年 4 月から神奈川県周産期救急医療システムの協力病院として参加し、平成 24 年 7 月から地域周産期母子医療センターに認定されるなど、周産期における妊娠・出産から新生児に至る総合的な診療の充実を図っている。

【周産期救急受入患者数：19 人（前年比 +4 人）】

○精神科救急医療

神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市の 4 県市協力体制で実施している神奈川県精神科救急医療システムの基幹病院として、家族からの相談等に対応する二次救急医療及び警察官通報による三次救急医療を実施した。

【受入患者数：53 人（前年比 ▲5 人）】

○精神科合併症医療

神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて受け入れた。

【受入患者数：79 人（前年比+4 人）】

○緩和ケア医療

緩和ケアの専門医師と専任の看護師等による緩和ケアプログラムに基づく診療を提供した。

また、一般病棟で緩和ケアを必要とするがん患者に、がん性疼痛を中心とした症状コントロールと精神的な支援を提供した。

【入院患者実人数：224 人（前年比 +68 人）】

【緩和ケアに関する相談件数：579 件（前年比▲91 件）】

【緩和ケアチームへの依頼件数：148 件（前年比 +3 件）】

○アレルギー疾患医療

- ・小児科や皮膚科領域のアレルギー疾患について、アレルギーセンターに集約し治療水準を向上させるとともに、呼吸器内科・耳鼻咽喉科などの関連診療科（7 科）が連携して横断的な診療を提供した。また、7 診療科合同カンファレンスを延べ 9 回実施した。
- ・保育所、幼稚園、学校などの職員等を対象とした食物アレルギーに関する研修会・講演会を延べ 21 回行った。25 年度は、新たに横浜市幼稚園協会と連携して実施した。（再掲）

【外来患者延べ人数：4,535 人（前年比 +449 人）】

【食物アレルギーに関する講演会・研修会：21 回（前年比 +16 回）】

【学会発表：21 件（前年比 ▲9 件）】

【新薬開発治験：6 件（前年比±0 件）】

○障害児（者）合併症医療

身体及び知的障害を併せもつ重度障害児（者）が適切な医療を受けられる体制を整えるとともに、横浜市重症心身障害児者メディカルショートステイシステムの協力病院として、患者の受け入れを行った。

一方で、港湾病院から引き継いだ患者のうち 2 名について、医師の異動により医療提供体制が低下するため、患者・家族の十分な理解が得られないまま他病院へ転院させる事例があった。

また、みなとセミナーを通じて、院内職員も対象に障害児（者）への理解を深めるための研修会を実施したが、福祉施設への院外研修会については計画したものの中には至らなかった。

【入院患者延べ人数：123 人（前年比 ▲111 人）】

【入院患者実人数：9 人（前年比 ▲2 人）】

○災害時医療

- ・九都県市合同防災訓練の他、第三管区海上保安本部と日本赤十字社神奈川県支部との協定に基づきヘリコプター、船舶による患者搬送受入れ訓練等に参加した。
- ・みなと赤十字病院総合防災訓練を実施し、災害に対する職員の意識や技術の向上を図った。
また、この訓練には市民病院の職員も参加することでノウハウの共有を図った。

【評価】

基本協定第15条に基づく政策的医療に関する取組については、概ね規定どおりに実施していると認めた。

救急医療では救急車搬送による受入患者数が全国トップクラスであり、救急車受入率も98.8%となっているなど、特筆すべき成果をあげている。アレルギー疾患医療については、食物アレルギー等に関する研修会の開催など時代のニーズを反映した取組に努めている。なお、今後、アレルギーセンターの運営については、中長期的な計画の策定に取り組まれたい。

障害児（者）合併症医療では、港湾病院にかかっていた患者への医療提供に関しては、適切に継続されるよう努められたい。併せて、患者家族に対しても治療方針に関する十分な説明を行うとともに、安心して医療が受けられるようにされたい。

また、障害の特性を理解するための職員研修の確実な実施にも努められたい。

（4）地域医療全体の質の向上に向けた役割に関する取組（基本協定第16条）

医療安全管理研修会の実施など医療における安全管理や、医療従事者を対象とした「みなとセミナー」の開催など、地域医療機関との連携・支援に取り組み、地域医療全体の質向上に向けた役割を着実に果たしている。

【主な取組状況】

○紹介率及び逆紹介率が向上するとともに、医療機器の共同利用を推進した。

【紹介率：99.1%（前年比 +3.7%）】

【逆紹介率：62.4%（前年比 +7.7%）】

【共同利用件数：1,946件（前年比 +548件）】

○地域医療機関との連携を目的とした「みなとセミナー」や、市民の健康増進を目的とした「みなと市民セミナー」などを開催した。

【みなとセミナー：23回開催】

【みなと市民セミナー：2回開催、693名の参加】

○地域医療従事者の育成に関する取組の一環として看護実習生を受け入れた。

【5校314名】

○スキルラボを活用し、地域医療機関も含めた医療従事者に対する実践的な臨床医療技術の訓練や習得、向上を図った。

【評価】

基本協定第16条に基づく地域医療全体の質の向上に向けた役割に関する取組については、規定どおりに実施していると認めた。

(5) 利用料金に関する取組（基本協定第17条）

入院・外来収益などの利用料金を規定に則って收受している。また、利用料金の承認手続等についても、適正に実施している。

【評価】

基本協定第17条に基づく利用料金については、收受や手續など規定どおりに実施していると認めた。

(6) 施設、設備等の維持管理（基本協定第18条）、管理の原則（基本協定第19条）及び施設等の改良、改修及び保守・修繕（基本協定第20条）に関する取組

必要な有資格者を配置するなど、施設等の維持管理が適正に行われている。また、改良・改修工事の実施に当たっては、本市との協議・承認を得て実施した。

【主な取組状況】

- 改良工事については、津波対策改良工事（防潮板・防潮扉）を実施した。（再掲）
- 改修工事については、熱傷浴室及び乳腺外科外来の新設工事を実施した。（再掲）

【評価】

基本協定第18条、第19条、第20条に基づく施設、設備等の維持管理、管理の原則、施設等の改良、改修及び保守・修繕に関する取組については、規定どおりに実施していると認めた。

(7) 物品の移設（基本協定第21条）及び物品の管理（基本協定第22条）に関する取組

港湾病院から移設された医療機器等については、適正な管理がなされており、廃棄の際にも適正な報告がなされ、適正に管理されている。

【評価】

基本協定第21条及び第22条に基づく物品の移設及び物品の管理に関する取組については、規定どおりに実施していると認めた。

(8) 目的外使用に関する取組（基本協定第23条）

食堂や売店など患者サービスの向上に資する施設等の設置あたり、横浜市病院経営局公有財産規程に基づく使用許可申請を適正に行った。

【評価】

基本協定第23条に基づく目的外使用に関する取組については、規定どおりに実施していると認めた。

(9) 受託研究に関する取組（基本協定第24条）

治験審査委員会や臨床試験管理センターを設置して、適正に取り組んでいる。

【評価】

基本協定第24条に基づく受託研究に関する取組については、規定どおりに実施していると認めた。

(10) 院内学級に関する取組（基本協定第25条）

横浜市立浦舟特別支援学校の分教室が院内に設置され、院内学級の運営に協力している。

【評価】

基本協定第25条に基づく院内学級に関する取組については、規定どおりに実施していると認めた。

横浜市立みなと赤十字病院 平成25年度指定管理業務に関する規定及び点検結果一覧表

指定管理業務に関する規定			平成25年度実績		点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容			実施状況 ○の数	
凡例 甲:横浜市、乙:指定管理者			実施状況の凡例 (○) : 実施、(+△) : 実施しているが基準を満たしていない (-△) : 実施に向けた準備中、(×) : 未実施、(-) : 該当なし			
1 診療(13条)	2	乙は、協定の期間開始の日から、設置条例第4条第4項第2号に規定する診療科及び同条第5項第2号に規定する病床に係る医療機能を提供しなければならない。	入院 延べ患者数 1日平均患者数 病床利用率 外来 延べ患者数 1日平均患者数	195,112(人) 535(人) 84.3% (一般86.4% 精神59.6%) 272,829(人) 1,118(人)	O 2	
			25年度 入院延患者数 新入院延患者数 外来延患者数 放射線件数 検査件数 手術件数 分娩件数 調剤件数 給食食数	195,112 人 14,389 人 272,829 人 125,510 件 2,177,681 件 5,039 件 958 件 376,555 件 450,520 食	24年度 199,831 14,635 263,266 135,399 2,083,106 5,145 851 381,078 464,253	増▲減 ▲ 4,719 ▲ 246 9,563 ▲ 9,889 94,575 ▲ 106 107 ▲ 4,523 ▲ 13,733
			診療科別入院延患者数			
			25年度 内科 精神科 神経内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 小児科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 放射線科 歯科口腔外科 アレルギー科 計	32,057 人 9,334 人 10,608 人 20,619 人 22,522 人 15,496 人 6,828 人 18,170 人 23,346 人 2,373 人 6,723 人 856 人 2,372 人 2,277 人 6,361 人 10,017 人 905 人 2,146 人 1,071 人 658 人 373 人 195,112 人	24年度 30,351 9,446 10,323 19,665 22,484 14,631 7,153 18,907 26,375 3,665 7,029 668 3,240 2,235 7,604 9,894 944 2,778 1,480 755 204 199,831	増▲減 1,706 ▲ 112 285 954 38 865 ▲ 325 ▲ 737 ▲ 3,029 ▲ 1,292 ▲ 306 188 ▲ 868 42 ▲ 1,243 123 ▲ 39 ▲ 632 ▲ 409 ▲ 97 169 ▲ 4,719
			診療科別外来延患者数			
			25年度 内科 精神科 神経内科 呼吸器科 消化器科 循環器科 小児科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 皮膚科 泌尿器科 産婦人科 眼科 耳鼻咽喉科 放射線科 歯科口腔外科 アレルギー科 計	38,673 人 10,381 人 6,111 人 11,302 人 21,090 人 13,582 人 16,621 人 15,842 人 26,636 人 6,395 人 3,888 人 1,465 人 649 人 12,758 人 14,607 人 29,774 人 9,158 人 11,446 人 511 人 6,134 人 11,271 人 4,535 人 272,829 人	24年度 36,312 人 10,286 人 6,271 人 12,861 人 21,872 人 12,945 人 16,485 人 15,457 人 24,574 人 7,046 人 3,986 人 1,430 人 783 人 12,955 人 15,147 人 25,712 人 9,685 人 9,338 人 745 人 5,311 人 9,979 人 4,086 人 263,266	増▲減 2,361 95 ▲ 160 ▲ 1,559 ▲ 782 637 136 385 2,062 ▲ 651 ▲ 98 35 ▲ 134 ▲ 197 ▲ 540 4,062 ▲ 527 2,108 ▲ 234 823 1,292 449 9,563

指定管理業務に関する規定			平成25年度実績			点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容				実施状況	○の数
			みんなと赤十字病院（法人）の損益計算書	25年度	24年度	増▲減	
			医業収益	17,667,360 千円	17,350,200	317,160	
			医業費用	17,300,161 千円	16,497,936	802,225	
			医業収支	367,199 千円	852,264	▲ 485,065	
			医業外収益	772,205 千円	878,862	▲ 106,657	
			医療社会事業収益	16,800 千円	9,417	7,383	
			医業外費用	399,579 千円	332,476	67,103	
			医療奉仕費用	137,467 千円	178,885	▲ 41,418	
			事業損益	619,158 千円	1,229,182	▲ 610,024	
		乙は、病院建物内において、設置条例第4条第4項第2号に規定する診療科（以下「標ぼう診療科」という。）と異なる表示をする場合は、標ぼう診療科を併せて表示することとする。	36科 内科、内分泌内科、血液内科、腎臓内科、緩和ケア内科、リウマチ科、精神科、神経内科、呼吸器内科、消化器内科、肝臓内科、循環器内科、アレルギー科、小児科、乳腺外科、外科、消化器外科、大腸外科、肝臓外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科、病理診断科				○
2 検診(14条)							
検診	2	乙は、横浜市が実施するがん検診、健康診査等の検診業務を受託するものとする。	25年度は、がん検診（胃、大腸、子宮、乳）2,678件、健康診査7,109件を実施した。				○ 2
		乙は、人間ドックその他の検診業務を行うことができる。	25年度は、1日ドック1,706件、2日ドック259件を実施した。				○

指定管理業務に関する規定			平成25年度実績		点検結果
基準書	項目数	協定又は基準書の内容			実施状況 ○の数
3 政策的医療(15条)乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的な内容は基準書に定める。					
24時間 365日の 救急医 療	第 2- 1	5 (1) 救急部を設置し、25床の救急病棟及び1階の救急専用外来（救急診察室・救急放射線検査室等）の機能を活用した救急医療体制を構築すること。 (2) 救急部に常勤の医師を2名以上配置すること。 (3) 診療時間外においては、内科系医師（時間外の救急外来の専任）、循環器系医師、外科系医師、専門科系（眼科、耳鼻科等）医師、産婦人科医師をそれぞれ配置すること。 (4) 救急時間帯に必要に応じ全身麻酔ができる体制をとること。 (5) 神奈川県救急医療情報システムに参加すること。	平成21年4月1日に救命救急センター指定 <H25年度実績>救急患者数23,144人、救急車搬送実績11,583人（うちドクターへり3人）、うち入院患者3,616人 受入不能率1.2% ・救急外来は、24時間トリアージナースをリーダーとして勤務配置。医師と連携をとり、救急患者の緊急性に応じ適切に対応している。また、緊急心臓カテーテル、各種アングイオ、緊急内視鏡の24時間対応が即時に可能な体制を取っており、そのための教育を行っている。 ・平成25年度は院内救急サポートチームを立ち上げ、職員のスキルの向上、救命率の向上を図った。 ・緊急手術に速やかに対応するため、手術室看護師の平日夜勤体制を試行中。 常勤医師 5名 救急部2名に加えて専門科系を含む診療科医師の当直及びオンコール体制の実施 ・常勤5名、非常勤6名（常勤換算1.6名） ・休日、夜間はオンコール体制 平成17年度から参加している。		○ 5 ○ ○ ○ ○ ○
小児救 急医療	第 2- 2	6 (1) 横浜市の小児救急医療対策事業に参加すること。 (2) 24時間365日の三次小児科救急医療体制を組むこと。 (3) 休日及び夜間に小児救急専用ベッド3床以上を確保すること。 (4) 救急医療に携わる小児科医1名以上を常時配置すること。 (5) 非常勤医師を含む10名以上の小児科診療体制の中で小児救急医療を行うこと。 (6) 前5号のほか、横浜市小児救急医療対策事業実施要綱の規定に準じた医療体制をとること。	平成17年度から参加している。 患者数3,543人（うち入院患者数387名、救急受け入れ件数594件） ・小児科医の当直ラインを365日「救急担当」と「NICU担当」に分けて、2列で実施している。 3床確保している。 常勤11人 常勤11人、非常勤12人 小児救急拠点病院に指定されている。		○ 6 ○ ○ ○ ○ ○ ○
二次救 急医療	第 2- 3	5 (1) 横浜市の二次救急医療体制に参加すること。 (2) 横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱の規定に定める拠点病院Aへの参加基準に応じた救急医療体制を組むこと。 (3) 第1項の24時間365日の救急医療の体制を基準とし、二次救急医療に対応できる必要な体制を組むこと。 (4) 前3号のほか、横浜市二次救急拠点病院事業実施要綱の規定に準じた体制をとること。 (5) 24時間365日の内科及び外科の二次救急医療体制に参加するほか、横浜市の疾患別救急医療体制（脳血管疾患、急性心疾患、外傷（整形外科））に協力すること。	二次救急取扱患者数19,116人 ・内科の外来救急患者の診療にあたる医師1名+内科・外科各1名以上の医師を配置している。（常勤6名） ・外科については、一般外科又は消化器外科医師を配置している。（または外科系医師が当直したうえで、一般外科・消化器外科医師によるオンコール体制） ・薬剤師、看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、事務員を配置するとともに、オンコール体制がとられている。 ・横浜市疾患別救急医療体制に参加している。（患者内訳：内科4,353人、外科2,260人、救急科6,937人、小児科3,543人、その他2,023人）		○ 5 ○ ○ ○ ○ ○ ○

指定管理業務に関する規定			点検結果	
基準書	項目数	協定又は基準書の内容	平成25年度実績	
			実施状況	○の数
周産期 救急医療	第2-4	(1) 横浜市の周産期救急システムに参加すること。	平成17年度から参加している。	○ 5
		(2) 神奈川県周産期救急システムに協力病院として参加すること（人的体制を除き、施設をNICU基準とすること。）。	18年4月から参加している。（18年3月31日県通知） 23年7月にNICU（6床）施設基準を取得した。 24年7月に地域周産期母子医療センターの認定を受けた。	○
		(3) 『産婦人科診療所等との連携を図り、母児の救急医療の受入れ等を行うこと。	母体搬送受入基準：妊娠30週以降、推定体重1250g以上 ・母体搬送受入数 19人 ・新生児搬送受入数4人	○
		(4) 『産婦人科・小児科の24時間365日の勤務体制を組むこと。	・産婦人科医（常勤6人、非常勤3人、夜間休日常勤者1人、オンコール1人） ・小児科医（常勤11人、非常勤10人、夜間休日常勤者2人）	○
		(5) 前4号のほか、実施する医療の内容・体制は、横浜市周産期救急連携病院事業実施要綱の規定に準じたものとすること。	24時間365日の体制で当直を組み、緊急手術をいつでも対応できる体制を取っている。	○
精神科 救急医療	第2-5	(1) 夜間・休日・深夜の救急患者（二次・三次）の受け入れを行い、そのための保護室3床を確保すること。	19年10月から精神科救急医療システム（基幹病院）に参加している。 保護室3床確保 25年度は53件（二次9件 三次44件）受け入れた。	○ 5
		(2) 受入時間帯において、精神保健指定医を配置すること。	精神保健指定医を5名配置している。	○
		(3) 夜勤の看護体制は、最低でも看護師3名を含むものとすること。	応需日は夜勤看護師を4名配置している。	○
		(4) 精神保健福祉士（兼任可）を配置すること。	専任の精神保健福祉士を3名配置している。	○
		(5) 実施基準については、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱、神奈川県精神科救急医療事業夜間・深夜・休日体制実施要領、精神科救急医療に係る事業執行取扱要領の規定に準じたものとすること。	精神病棟入院基本料10対1の看護配置で3人夜勤・変則二交替の勤務体制をとり、精神科救急・身体合併患者の受け入れに対応している。H22年1月から精神科救急・合併症入院料の算定を開始した。横浜市内・県内の75%の患者を受け入れている。	○
精神科 合併症 医療	第2-6	(1) 当該医療は、神奈川県内の精神病院等に入院する身体合併症患者を本市の要請に基づいて横浜市立みみと赤十字病院に受け入れ、必要な医療を行う。	H19年6月から、身体合併症患者の受け入れを開始。25年度実績79件。	○ 3
		(2) 精神科病床50床のうち10床を常時合併症患者用とすること。	年間確保病床数：3,650床（365日×10床）	○
		(3) 実施基準については、神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱、精神科救急身体合併症転院事業実施要領の規定に準じたものとすること。	精神保健指定医5人配置。 病棟看護師26人の勤務体制として4人夜勤体制を取っている。精神保健福祉士は3人配置している。	○

指定管理業務に関する規定			平成25年度実績		点検結果
	基準書 項目数	協定又は基準書の内容			実施状況 ○の数
緩和ケア医療	第2-7	<p>6 (1) 癌による末期症状を示している患者に対する緩和ケア医療を行うこと。</p> <p>(2) 日本ホスピス緩和ケア協会による「施設におけるホスピス・緩和ケアプログラムの基準」に基づくケアを行うこと。</p> <p>(3) 開院後速やかに施設基準を取得すること。</p> <p>(4) 身体症状の緩和を担当する医師及び精神症状の緩和を担当する医師のほか、緩和ケアの専門性を有する看護師を緩和ケア病棟に配置すること。</p> <p>(5) 院内における緩和ケア医療の提供のほか、患者の症状等を勘察し、在宅緩和ケアを実施すること。</p> <p>(6) 院内ボランティア等を活用し、患者の身体的又は精神的な支えとなる取組を行うこと。</p>	<p>延べ入院患者数6,807人、平均在院日数31.1日</p> <ul style="list-style-type: none"> 緩和ケアプログラムに準拠するマニュアルを策定し、それに基づきケアを提供している。 マニュアルの名称「横浜市立みなと赤十字病院緩和ケア医療マニュアル」平成17年5月策定、平成17年8月一部改正 <p>施設基準取得(緩和ケア診療加算、緩和ケア病棟入院料)(平成18年8月取得)</p> <p>緩和ケア医師2人、放射線治療科医師1人(兼務)、看護師22人</p> <ul style="list-style-type: none"> 退院患者214名中36名が在宅へ 往診医、訪問看護ステーション、ケースワーカーなどと調整して、在宅療養の支援をした。 緩和ケアチームへの依頼数 (25年度依頼実績：新規145件、継続3件、延件数2,646件) <p>①患者満足度調査の実施、評価。②みなとセミナー、緩和ケア講演会の実施。③緩和ケア研修会の実施。④自動販売機の導入。⑤絵画等の展示。⑥ガーデニング。 がん患者のための「みなとサロン」をH25.4.1に開設。 ボランティアによる各種イベント等の実施(参加ボランティア：延べ67名)</p>	<input checked="" type="radio"/> 6 <input checked="" type="radio"/>	
アレルギー疾患医療	第2-8	<p>10 (1) アレルギー科に、アレルギー学会認定の専門医を含む3名以上の医師を常勤配置すること。</p> <p>(2) アレルギー科を中心には、診療部門、教育啓発部門及び研究部門から構成される組織を設けること。</p> <p>(3) 重症化・複合化するアレルギー疾患に適切に対応するため、関連する診療科(内科、呼吸器科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科、リハビリテーション科等)と連携し、複数科の協力による専門外来を設置すること。</p> <p>(4) 時間外においても、関係科との連携により、喘息发作等の対応が可能な体制をとること。</p> <p>(5) 市民からの相談等に対応し、必要に応じて地域において相談・啓発活動を行う体制をとること。</p> <p>(6) 臨床データや最新の医療情報を収集・整理し、市民や医療機関への情報発信・研究・啓発・教育を行うこと。</p> <p>(7) 前2号の取組のため、専門知識を習得した専任の看護師をアレルギー外来に2名以上配置すること。</p> <p>(8) 本市近隣に所在するアレルギーに関する専門的施設等及び関連学会と連携・協同して、診療に関するデータの蓄積及び提供あるいは情報の共有化を進め、アレルギー疾患及びその治療に関する・研究解析を積極的にを行い、その成果を臨床に役立てること。</p> <p>(9) みなと赤十字病院を拠点として、アレルギー専門医による病病連携及び病診連携の体制を確立すること。</p> <p>(10) 横浜市アレルギーセンターのカルテ及びアレルギーに関する資料・文献等を保管すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> アレルギー学会認定の専門医を含む医師3名をアレルギー科に常勤配置している。 <p>アレルギーセンター運営委員会をH22から設置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 7診療科(アレルギー科、小児科、皮膚科、呼吸器内科、耳鼻咽喉科、眼科、膠原病・リウマチ内科)による横断的なアレルギー診療を実施している。 7診療科合同カンファレンスを9回開催した。 <p>H25年度は、保育士、幼稚園教諭、教員等を対象とした食物アレルギーに関する講演・研修会21回、市民フォーラム3回、成人喘息教室3回、小児喘息教室3回、リウマチ教室5回、成人・小児喘息相談22回、夏期小児喘息キャンプの実施した。</p> <p>国立相模原病院に7箇所目となる気象測定装置を設置し、引き続きホームページで花粉飛散情報等を発信している。</p> <p>小児アレルギーエデュケーターの資格を取得した看護師2名を配置している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国立相模原病院と連携し、花粉・粉塵の気象観測装置を用いた環境データ解析によるアレルギー疾患の予防に関する臨床研究を実施している。 粉塵、花粉の飛散や気象状況を、市内6か所、市外1か所に設置した観測機器でモニターし、環境因子の影響を研究するとともに、花粉の飛散情報等を市民にメール配信している。 <p>横浜みなと免疫アレルギー免疫講演会、みなとセミナー、アレルギー疾患の病診連携を考える会(地域医療連携バスを実施)を開催した。</p> <p>資料・文献を適切に保管している。</p>	<input checked="" type="radio"/> 10 <input checked="" type="radio"/>	

指定管理業務に関する規定			平成25年度実績		点検結果
	基準書	項目数	協定又は基準書の内容		実施状況 ○の数
障害児者合併症医療	第2-9	6	<p>(1) 身体及び知的障害を併せもつ重度障害児(者)が適切な医療を受けられる体制を整えること。</p> <p>(2) 診療時間や予約診療体制などの工夫を行うこと。</p> <p>(3) 障害児(者)及び家族が安心して医療を受けられるように、合併症医療に取り組む職員の研修啓発に努めること。</p> <p>(4) 病院全体による連携。支援の下での医療提供に努めること。</p> <p>(5) 家族及び障害児者施設からの依頼に基づく、障害児(者)の緊急診療(入院を含む。)にできる限り対応すること。</p> <p>(6) 港湾病院において培ってきた障害児者施設との連携を継続すること。</p>	<p>人員体制 医師(小児科部長、小児神経科部長、6診療科の担当医) 理学療法士:1人 看護師(病棟、外来、在宅支援):3人 医療ソーシャルワーカー:1人 事務:2人</p> <p>横浜市重症心身障害児者メディカルショートステイシステムにおいて3名の受け入れを行った。</p> <p>みなとセミナーを通じて、院内職員も対象に障害児(者)への理解を深めるための研修会を実施したが、福祉施設への院外研修会については計画したものの中止には至らなかった。</p> <p>・障害児者医療検討委員会を開催した。(2回開催:5/8、7/3) ・港湾病院から引き継いだ患者のうち2名について、医師の異動により医療提供体制が整わないと他の病院へ転院させる事例など、病院全体としての医療提供が十分ではなかった。</p> <p>H25年度実績:入院患者延人数 123人、入院患者実人数 9人、患者1人当たりの入院回数 1~5回、入院患者の年齢 0~36歳</p> <p>港湾病院からの継続患者3名の診療を行った。また、県立こども医療センター・横浜療育医療センター等との連携を行っている。</p>	<input checked="" type="radio"/> 4 <input checked="" type="radio"/> +△ <input checked="" type="radio"/> +△ <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>
災害時医療	第2-10	7	<p>(1) 免震構造、屋上ヘリポート、小型船舶用船着場など、みなと赤十字病院の構造・設備を活用した災害時医療体制を整えること。</p> <p>(2) 病院施設の非常時にも診療機能が維持できるよう、職員体制を整えること。</p> <p>(3) 次号以下に定める事項のほか、日本赤十字社としての知識・技術を活かした諸活動を行うこと。</p> <p>(4) 「神奈川県地域防災計画」に基づく災害医療拠点病院として次の機能を持つこと。</p> <p>ア 広域災害・救急医療情報システムの端末及びMCA無線機の設置・運用</p> <p>イ 多発外傷、挫滅症候群等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備の整備</p> <p>ウ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急医療資機材、応急用医薬品、テント、発電機等の整備</p> <p>(5) 「神奈川県医療救護計画(平成8年9月)」に基づき、広域災害時の連携・支援等の医療救護に関する相互応援体制を備え活動すること。</p>	<p>第三管区海上保安本部と日本赤十字社神奈川県支部との協定に基づきヘリコプター、船舶による患者搬送受入れ訓練を実施(平成26年2月)。</p> <p>病院独自の災害対策の他、日本赤十字社神奈川県支部、関係機関と連携し、災害対応能力の向上に努めた。</p> <p>アクションカード、非常時連絡網を整備している。</p> <p>災害救護訓練、研修会に参加した。 • 国・県・市との連携によるものへの参加(6回) • 日本赤十字社内(他病院との連携含む。)で行ったもの(11回) • 日本DMATによるものへの参加(4回)</p> <p>日赤業務無線機等14台、衛星電話1台(院内設置)、衛星携帯電話2台(可搬型1台、救急車積載1台)</p> <p>自家発電設備3基(連続運転168時間=7日)、旧港湾病院看護師宿舎跡地に防災備蓄庫を整備。</p> <p>救急車2台、災害救護車両1台、救護班用医療セット2式、DMAT標準医療資機材1式、簡易ベッド(540台)、NBC災害除染セット1式、エアーテント1式、イージーアップテント2式、発動発電機7台、非常用飲料水(500m l) 4,111本</p> <p>神奈川県災害医療拠点病院の機能を備えている。</p>	<input checked="" type="radio"/> 7 <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/> <input checked="" type="radio"/>

指定管理業務に関する規定			点検結果	
	基準書	項目数	実施状況	○の数
		(6) 「横浜市防災計画」上の次の役割を果たすこと。 なお、横浜市防災計画に規定する医療救護隊の編成に関しては、日本赤十字社が編成する救護班をもってこれに充てること。 ア 被災地からの重症傷病者の受入れ イ 被災地区への医療チームの派遣 ウ 臨時的な傷病者の拡大収容 エ 非常用電源燃料・飲料水（業務用水を含む）の備蓄 (7) 軽油 7日分 約130,000リットル (イ) 水 7日分 約1,800,000リットル オ 横浜市防災行政用無線の設置・運用 (7) 災害に対応するため、次の事項を実施すること。 ア 患者、職員用の食料3日分(9,000食)の備蓄 イ 通常使用する医薬材料等の院内における在庫確保（最低3日分程度） ウ 市の依頼に基づく医薬材料の備蓄及び他の備蓄拠点からの更新対象医薬材料等の受入れ エ 県・市との連携による災害対応訓練の実施 オ 病院内の各組織の参加による災害対応訓練の実施（年間1回以上） カ 災害対策や訓練に関するマニュアルの整備	平成25年度実績 常備救護班7班の他、日本DMAT1チーム（医師4名、看護師4名、業務調整員1名）を有している。 H25年度は対応すべき案件がなかった。 H25年度は対応すべき案件がなかった。 H25年度は対応すべき案件がなかった。 軽油7日分 約13万リットル 飲料水7日分 約180万リットル 患者、職員用食料3日分 9,000食 通常使用医薬材料 最低3日分 該当なし ・九都県市合同防災訓練（9月1日）、・九都県市合同防災訓練兼DMAT関東ブロック訓練（9月21日）、・東京国際空港総合訓練（10月31日）等に参加 ・トリアージ研修会、エアーテント設営訓練（10月3日・10日、12月12日） ・みなと総合防災訓練（10月20日） ・こころのケア研修（2月6日） 整備している。	○
市民の健康危機への対応	第2-1-1	3	・「新型インフルエンザ等発生における帰国者・接触者外来の開設等に関する協定」を横浜市と締結 ・院長が「横浜市新型インフルエンザ対策医療関係者協議会」のメンバーとして参加 ・新型インフルエンザ対策として、搬送用ベンチレーター、ビデオ硬性挿管用咽頭鏡エアウェイスコープを整備 ・医療従事者予防内服用抗インフルエンザ薬約300人分を確保 該当なし	○ 2 ○

指定管理業務に関する規定			点検結果		
	基準書	項目数	実施状況	○の数	
地域医療機関との連携支援、地域医療の質向上のための取り組み	第3-3	8	<p>(1) 地域医療連携室を設置すること。</p> <p>(2) 「情報提供・症例検討会」の実施、登録医制度の導入、開放型病床の設置など、地域医療機関との連携・協働を積極的に行うこと。</p> <p>(3) 「紹介率及び逆紹介率」を高め、地域医療支援病院の指定を図ること。</p> <p>(4) 「患者・市民や地域医療機関に対する啓発活動、情報提供活動その他地域医療全体の質を向上させる取組を行うこと。</p> <p>(5) 「財団法人日本医療機能評価機構が行う医療機能評価を、速やかに受審し、認定を受けること。</p> <p>(6) 「臨床研修病院の指定を受けること。</p> <p>(7) 「看護師及び検査技師等の養成課程等のための実習病院として学生等の受け入れを積極的に行うこと。</p> <p>(8) 「横浜市の助産施設としての認可を受けること。</p>	<p>・医療連携センターの体制は、センター長1名（副院長兼任）、副センター長1名（看護副部長兼任）、地域医療連携課は、専任事務職3名、派遣事務員等3名、療養福祉相談室は、専任看護師5名、専任社会福祉士5名、専任精神保健福祉士3名、派遣事務1名。地域医療連携課長、医療社会事業課長は欠員（平成26年3月31日現在）</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録医：医科460件、歯科105件 ・医療機器共同利用実績（MRI、CT、MMG、RI、リニアック、GF・CF、PET/CT等） 1,946件。 ・地域医療支援委員会（6回） ・大腿骨頸部骨折地域医療連携パス合同委員会（3回） ・脳卒中地域医療連携パス合同委員会（3回） ・4区医師会（中区・磯子区・南区・西区）・みなと赤十字病院合同研究会（1回） ・地域医療連携交流会（6回） <p>-----</p> <p>H25年度 紹介率 99.1% 逆紹介率 62.4%</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療機関に対する啓発活動、地域医療全体の質を向上させる取組みとして、平成25年度は各診療科・各委員会等の主催によるみなとセミナーを23回開催した。様々なテーマをとりあげ、地域医療機関医療従事者への情報提供等地域医療の質向上に努めた。 ・また、市民の健康増進および医療の情報提供を目的に、市民向け公開講座、みなと市民セミナーを2回開催した（参加者693名）。 <p>-----</p> <p>財団法人日本医療機能評価機構の病院評価V6.0取得（平成24年3月）</p> <p>-----</p> <p>臨床研修病院の指定（研修医1年次6人、2年次6人）、基幹型臨床研修病院</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護基礎教育：5校314名（看護専門学校4校、看護大学1校） ・看護卒後教育コース：19名（認定看護師課程、認定看護管理者課程、大学院修士課程、看護管理者研修） <p>-----</p> <p>認可を受けている。</p>	○ 8
医療データベースの構築と情報提供	第3-4	6	<p>(1) カルテの共有、カルテ開示など医療の透明性を図り、患者及び職員間でわかりやすい医療を提供していくこと。</p> <p>(2) 「患者サービスの向上、効率的な経営管理等を目的に、電子カルテを含む医療情報システムを導入すること。</p> <p>(3) 「医療情報システムについては、病院事業管理者とも調整を図り、市立病院の役割として必要な情報を集積すること。また、将来計画を策定するとともに、情勢に応じた改良を図ること。</p> <p>(4) 「医療情報システムにより得られるデータを蓄積し、地域医療の質向上のために役立つ情報を発信するデータベースの構築を図ること。</p> <p>(5) 「地域医療機関や市民への情報の提供は、講習会、症例検討会等、さまざまな方法で行うこと。</p> <p>(6) 「病歴や診療情報に精通した専任職員（診療録管理士、診療情報管理士等）を配置すること。</p>	<p>カルテ開示件数 93件</p> <p>H23年7月に導入済み</p> <p>-----</p> <p>電子カルテDWH、医事システムDWHを活用し、2方向からのデータ検証を行っている。 2011年にシステムを更新し、現在3年目であるため検討中。</p> <p>-----</p> <p>開院から9年分のデータが蓄積されており、統計処理を行う部署を限定し、数値の定義を含めたデータ管理を行い、提供している。</p> <p>-----</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療機関に対する啓発活動、地域医療全体の質を向上させる取組みとして、平成25年度は各診療科・各委員会等の主催によるみなとセミナーを23回開催した。様々なテーマをとりあげ、地域医療機関医療従事者への情報提供等地域医療の質向上に努めた。 ・また、市民の健康増進および医療の情報提供を目的に、市民向け公開講座、みなと市民セミナーを2回開催した（参加者693名）。 <p>-----</p> <p>病歴室配置の診療情報管理士 7名</p>	○ 6

指定管理業務に関する規定			点検結果	
	基準書	項目数	実施状況	○の数
市民参加の推進	第3-5	4 (1) 情報公開の推進を図ること。 (2) 病院の医療機能やその実施状況について市民が把握し、病院運営に市民の意見を反映させるため「市民委員会（仮称）」を設置し、運営すること。 (3) 前号の委員会の設置に関しては、病院事業管理者が別に示す設置準則に従って要綱を作成し、運営するものとする。 (4) 病院ホームページの開設、広報誌の発行等の病院広報及び電子メールやアンケート等による広聴を積極的に行うこと。	カルテ開示件数 93件 患者満足度調査やみなさまの声を院内及びホームページで公開 市民委員会（委員数9名）を26年3月3日（月）に開催。（議題：これまでの取組、顧客満足度調査、医療連携、ダヴィンチの紹介等） 平成18年8月に要綱を制定し、運営している。 ホームページを隨時更新し、患者向け広報誌を発行している。	○ 4 ○ ○ ○ ○

指定管理業務に関する規定			平成25年度実績		点検結果									
基準書	項目数	協定又は基準書の内容			実施状況	○の数								
5 利用料金(17条)														
利用料金	4	<p>甲は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、乙の収入として收受させるものとする。</p> <p>2 利用料金の額は、乙が、経営条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定については、事前に甲の承認を受けなければならない。</p> <p>3 乙は、経営条例第13条の規定に基づき、利用料金の全部又は一部を免除することができるものとする。</p> <p>4 乙は、收受した利用料金について、甲に、収入状況の報告を行わなければならぬ。</p>	<table> <tr> <td>医業収益</td> <td>17,667,359,630円</td> </tr> <tr> <td>○入院収益</td> <td>13,680,641,418円</td> </tr> <tr> <td>○外来収益</td> <td>3,232,083,737円</td> </tr> <tr> <td>○室料差額</td> <td>446,463,510円</td> </tr> <tr> <td>○その他</td> <td>308,170,965円</td> </tr> </table> <p>消費税増税による利用料金の改定を行った。</p> <p>25年度減免額 9,878,430円</p> <p>決算報告書による報告があった。</p>	医業収益	17,667,359,630円	○入院収益	13,680,641,418円	○外来収益	3,232,083,737円	○室料差額	446,463,510円	○その他	308,170,965円	<input checked="" type="radio"/> 4 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
医業収益	17,667,359,630円													
○入院収益	13,680,641,418円													
○外来収益	3,232,083,737円													
○室料差額	446,463,510円													
○その他	308,170,965円													
利用料金の承認手続き	2 第4-1	(1) 利用料金の額及び額の変更等については、事前に病院事業管理者に承認を得て決定すること。 (2) 病院事業管理者の承認を得た利用料金の額を速やかに告知すること。		消費税増税による利用料金の改定を行った。	<input checked="" type="radio"/> 2 <input type="radio"/> <input type="radio"/>									
利用料金の納付	3 第4-2	<p>(1) 利用料金の納付は、次のとおりとすること。 ア 特別な定めがある場合を除き、利用者等にその都度請求し、納付させること。</p> <p>イ 利用料金を納付させる場合は、その内容を明らかにし、利用者等に対して説明責任を負担すること。</p> <p>ウ 収受した各月の利用料金の収入状況について、別に定める様式に従って、翌月の末日までに提出すること。</p>	<p>請求書及び診療明細書を発行している。</p> <p>請求書及び診療明細書を発行している。</p> <p>診療収入等について翌月末までに報告している。</p>	<input checked="" type="radio"/> 3 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>										

指定管理業務に関する規定			平成25年度実績		点検結果
基準書	項目数	協定又は基準書の内容			実施状況 ○の数
6 施設、設備等の維持管理(18条)、管理の原則(19条)					
施設設備等の維持管理	1	乙は、甲の財産であるみなと赤十字病院の土地、建物、設備及び附帯施設（別表記載のもの。以下「施設等」という。）について、維持管理を行うものとする。	施設管理基準書に則り管理を実施した。	○	1
管理の原則	4	<p>乙は、施設等を適正かつ良好な状態で管理するものとし、指定管理業務以外の目的に使用してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>乙は、施設等の維持管理に当たっては、法令等に定める有資格者を配置するものとする。</p> <p>施設等の維持管理の基準は、基準書に定める。</p> <p>施設等の維持管理に必要な経費は、乙の負担とする。</p>	<p>平成26年3月許可面積：食堂売店等 839.68m²</p> <p>業者委託により、電気主任技術者、電気工事士、危険物取扱者、冷凍機械保安責任者、ボイラーテクニカルなど他の他に、工事担任者デジタル1種、特殊建築物等調査資格者の有資格者を配置。 また、業者委託以外にも危険物取扱者、消防設備士、C E受け入れ側地盤の保安責任者、ガス溶接技能士、特別管理産業廃棄物管理責任者などの有資格者、消防技術講習、防災管理講習、エネルギー管理員などの受講修了者が課員により、連携を取りながら施設の維持管理を行っている。</p> <p>基準書に則り維持管理を実施した。</p> <p>指定管理者が負担した。</p>	○	4
施設の維持・管理 第5-1	4	<p>(1) 患者安全を第一に考え施設機能面から診療に寄与する施設の維持・管理を行うこと。</p> <p>(2) 「衛生管理」、「感染管理」に基づく維持・管理を行うこと。</p> <p>(3) 「病院施設として予防保全に努めること。</p> <p>(4) 「別表の施設管理業務の実施基準に基づき維持管理を行うこと。なお、詳細仕様については、協議を行い、別に定める。</p>	定期点検保守業務計画書に基づく管理の実施 ・自家用発電設備保守及び定期点検 ・冷却塔設備保守及び水質管理 ・昇降機設備保守及び定期点検 など	○	4
市立病院としての取組 第5-2	3	<p>(1) 横浜市が進めるISO14001の取組に対し公設施設として協力すること。</p> <p>(2) 「医療廃棄物は感染管理の上、適正処理を行うこと。</p> <p>(3) 「ゴミの分別や減量化の施策に協力すること。</p>	横浜市と同様に、認証は取得していないが、省エネルギー及び環境負荷の低減に取り組んでいる。 医療系産業廃棄物処理については23年4月から電子マニフェストを導入している。 適切に処理を行った。	○	3
7 施設等の改良、改修及び保守・修繕(20条)					
施設等の改良、改修及び保守・修繕	4	<p>施設等の改良工事（施設の原形を変更し、機能向上を伴う工事等をいう。）は、甲と乙とが協議を行い、甲が承認した場合に、甲の負担で行う。</p> <p>2 施設等の改修工事（施設の機能維持のために必要な工事等をいう。）は、事前に甲の承諾を得て、乙が行う。</p> <p>3 施設等の保守、修繕等は、必要に応じて乙が行う。</p> <p>4 前3項のいずれに該当するか疑義があるときは、甲と乙とが協議を行い、決定するものとする。</p>	津波対策の改良工事として、エネルギーセンター棟に防潮板、防潮扉を設置した。 熱傷浴室と乳腺外科外来を新設した。 必要に応じ修繕を実施している。 該当なし	○	3

指定管理業務に関する規定			平成25年度実績		点検結果	
	基準書	項目数			実施状況	○の数
8	物品の移設(21条)及び管理(22条)					
	物品の移設	2	乙は、平成16年度まで甲が横浜市立港湾病院において保有していた医療機器等の物品のうち、引き続きみなと赤十字病院で使用する物品（以下「甲の物品」という。）を、みなと赤十字病院に移設するものとする。 2 乙は、甲の物品が安全に機能することを確認しなければならない。	17年度に実施済み	○ 2 ○ -	
	物品の管理	4	乙は、甲の物品について、財産台帳を備え、常にその現状を明らかにしておかなければならない。 2 乙は、甲の物品について、保守、修繕等の管理を行うものとする。 3 乙は、甲の物品が使用不能となったときは、甲の承諾を得てこれを廃棄又は処分する。 4 乙は、天災地変その他の事故により、甲の物品を滅失し、又は破損したときは、速やかにその状況を甲に報告しなければならない。	財産台帳を整備し、保守、修理履歴等の管理を行っている。 超音波診断装置（固定資産番号414165 東芝メデイカル製 4月修理）、超音波診断装置（固定資産番号414166 東芝メデイカル製 4・9月修理）、移動式撮影装置（固定資産番号406079 日立メディコ製 4月修理）、超音波診断装置（固定資産番号411014 日立アロカ製 5月修理） CPMリハビリ用機器（固定資産番号406072 マンソン製）、移動式X線撮影装置（固定資産番号406079 日立メディコ）、血液保冷庫（固定資産番号413010 サンヨー製） 該当なし	○ 3 ○ - ○ - ○ - ○ - ○ - ○ -	
9	目的外使用(23条)					
	目的外使用	1	乙は、施設等において患者の利便性やサービス向上に資するための施設を設けるときは、横浜市病院経営局公有財産規程（平成17年3月病院経営局規程第29号）第7条の規定に基づく使用許可（以下「目的外使用許可」という。）の申請を行わなければならない。	平成26年3月許可面積：食堂売店等 839.68m ²	○ 1	
10	受託研究(24条)					
	受託研究	2	乙は、みなと赤十字病院において、医薬品、診療材料、医療機器等の治験、成績試験等（以下「受託研究」という。）を行うことができる。 2 受託研究は、被験者の安全を第一として行わなければならない。	25年度新規治験：10件 医師主導の臨床研究：36件 医薬品の治験（受託件数：20件、市販後調査：63件） 臨床試験管理センターの設置（センター長：アレルギー科医師、副センター長：薬剤師、治験担当薬剤師 各1名、治験担当事務 2名） 治験審査委員会 12回開催	○ 2 ○ -	
11	院内学級(25条)					
	院内学級	1	乙は、横浜市立二つ橋養護学校の分教室としてみなと赤十字病院に設置される、院内学級の運営に協力するものとする。	学校名「横浜市立二つ橋養護学校」を「横浜市立浦舟特別支援学校」に改正し、分教室として設置。	○ 1	
合計	評価対象項目数	133		25年度評価対象項目数	130	128

【横浜市立病院経営評価委員会からのご意見(全体評価)】

- 横浜市立みなと赤十字病院は、指定管理業務に関する規定及び点検結果を確認したところ、適切に管理運営がなされていると評価する。
「平成 25 年度横浜市立みなと赤十字病院の指定管理業務実施状況の点検・評価結果」の全体評価に記載されているとおり、こうした取り組みや成果を他の市立病院において共有することにより、市立病院全体の質の向上へと展開できるような具体的な取り組みを期待する。
- 専門特化した機能分担と地域連携のバランスが保たれており、非常に活力のある病院だという印象を持ちました。アレルギー疾患医療に関しては、専門性の高い医療連携のモデルとなるような疾患であり、アレルギーセンターの今後の展開に大変関心を持ってています。
- 点検・評価の結果から、市民に期待される医療の提供に対し、様々な領域での努力が認められます。
 - ・前年に引き続き、救急車受入れ患者数の全国トップクラスが維持され、市民の安心と信頼に応えられたこと。
 - ・積極的な分娩受け入れを行い、分娩件数が増加。市内の周産期医療の充実に寄与していること。
 - ・立地条件を考慮した災害時への減災対策や備蓄による災害時医療機能の維持に一層の備えを行うこと。
 - ・また、各病棟への担当薬剤師の配置を実現し、患者の薬剤治療における安全と質向上に取り組んでいること。
 - ・今後も病院一丸となって、経営への努力を維持されることを期待している。
- 24時間365日の救急医療：引き続き受け入れ患者数が全国トップクラスであることは、本当に素晴らしいことと思います。日々、関係部署とのどれほどの調整が必要かと推測するに、病院全体としての方針がスタッフ全てに行き届いていることを感じます。
 - ・アレルギー疾患医療：横断的な診療が進められていることが素晴らしいと思います。7診療科合同カンファレンスが継続的に行えているということも評価されます。
 - ・災害時医療：赤十字のノウハウを生かし、市民に期待されている機能を発揮されていると思われます。今後も他の横浜市の病院とも情報を共有され、体制が他の病院へも波及されることを期待しています。
 - ・全体に数値化された客観的な評価がされており、わかりやすく思います。同時に的確に評価を捉えるようにされている姿勢がわかります。
 - ・今後も、積極的な改革に取り組まれ、他の病院への影響も存分に与えてくださることを期待します。
- 適切に運営されていると思います。
 - ・防災対策として防潮板、防潮扉など設置されたとのことで一步前進です。

【横浜市立病院経営評価委員会からのご意見(項目別評価)】

- 入院患者数が前年に比べて減少しているが、一過的なものなのか、病院の運営上問題があるのかについて検討が必要と思われる。
- 前回よく活動内容がわからなかつたアレルギー疾患医療の内容が、今回はよく理解できます。PM2.5、黄砂のデータ、食品、薬剤アレルギーについても対策を進めてほしい。

平成25年度 決算概要(市民病院)

1 経常収支の状況

	25年度 決算額	24年度 決算額	増▲減	(%)
市民病院事業収益	19,028,325	18,501,145	527,180	2.8
医業収益	17,794,493	17,192,239	602,254	3.5
入院収益	12,802,990	12,435,764	367,226	3.0
延患者数(人)	201,132	198,136	2,996	1.5
1日平均患者数(人)	551	543	8	1.5
診療単価(円)	63,655	62,764	891	1.4
一般病床利用率(%)	88.3	87.0	1.3	1.5
外来収益	4,286,995	4,136,719	150,276	3.6
延患者数(人)	301,856	296,549	5,307	1.8
1日平均患者数(人)	1,237	1,210	27	2.2
診療単価(円)	14,202	13,950	252	1.8
診療日数	244	245	▲ 1.0	▲ 0.4
がん検診センター収益	293,470	272,969	20,501	7.5
検診収益	274,461	254,867	19,594	7.7
一般会計負担金	19,009	18,102	907	5.0
室料差額収益	238,800	235,641	3,159	1.3
一般会計負担金	172,238	111,146	61,092	55.0
医業外収益	1,233,832	1,308,906	▲ 75,074	▲ 5.7
一般会計負担金	56,360	72,974	▲ 16,614	▲ 22.8
一般会計補助金	855,136	917,659	▲ 62,523	▲ 6.8
国庫・県補助金	69,509	77,738	▲ 8,229	▲ 10.6
その他	252,827	240,535	12,292	5.1
特別利益	0	0	0	-

※一般病床利用率…延患者数 ÷ (一般病床(624床)患者数 × 365日)
H22以降、空床利用以外の感染症病棟入院患者なし

経常収支	457,425	424,694	32,731
※一般会計繰入金を除く経常収支	▲ 645,318	▲ 695,187	49,869
医業収支	▲ 620,946	▲ 703,569	82,623
資金収支①	1,360,745	1,308,607	52,138
純損益	457,425	390,118	67,307

2 資本的収支の状況

	25年度 決算額	24年度 決算額	増▲減	(%)
市民病院事業 資本的収入	1,079,317	1,545,651	▲ 466,334	▲ 30.2
企業債	400,000	700,000	▲ 300,000	▲ 42.9
一般会計出資金	633,718	843,931	▲ 210,213	▲ 24.9
国庫・県補助金その他	45,599	1,720	43,879	2,551.1

資本的収支②	▲ 1,072,349	▲ 971,062	▲ 101,287
※一般会計繰入金を除く資本的収支	▲ 1,706,067	▲ 1,814,993	108,926

資金収支①+②	288,396	337,545	▲ 49,149
---------	---------	---------	----------

3 一般会計繰入金の状況

	25年度 決算額	24年度 決算額	増▲減	(%)
一般会計繰入金	1,736,461	1,963,812	▲ 227,351	▲ 11.6
収益の収入	1,102,743	1,119,881	▲ 17,138	▲ 1.5
資本的収入	633,718	843,931	▲ 210,213	▲ 24.9

	25年度 決算額	収益比 (%)	24年度 決算額	収益比 (%)	増▲減 (%)
市民病院事業費用	18,570,900	105.5	18,111,027	106.1	459,873 2.5
医業費用	18,415,439	104.6	17,895,808	104.9	519,631 2.9
給与費	10,097,068	57.4	9,783,319	57.3	313,749 3.2
職員給与費	8,809,489	50.0	8,415,311	49.3	394,178 4.7
賃金	1,287,579	7.3	1,368,008	8.0	▲ 80,429 ▲ 5.9
材料費	4,757,970	27.0	4,601,951	27.0	156,019 3.4
薬品費	2,934,876	16.7	2,882,199	16.9	52,677 1.8
診療材料費	1,671,204	9.5	1,561,352	9.2	109,852 7.0
給食材料費	121,273	0.7	118,647	0.7	2,626 2.2
医療消耗備品費	30,617	0.2	39,753	0.2	▲ 9,136 ▲ 23.0
経費	2,613,247	14.8	2,579,074	15.1	34,173 1.3
光熱水費	396,760	2.3	362,638	2.1	34,122 9.4
修繕費	135,211	0.8	204,024	1.2	▲ 68,813 ▲ 33.7
賃借料	349,564	2.0	353,897	2.1	▲ 4,333 ▲ 1.2
委託料	1,505,477	8.6	1,428,058	8.4	77,419 5.4
その他	226,235	1.3	230,457	1.4	▲ 4,222 ▲ 1.8
研究研修費	44,555	0.3	47,185	0.3	▲ 2,630 ▲ 5.6
減価償却費等	902,599	5.1	884,279	5.2	18,320 2.1
医業外費用	155,461	0.9	180,643	1.1	▲ 25,182 ▲ 13.9
支払利息及び諸費	92,453	0.5	116,190	0.7	▲ 23,737 ▲ 20.4
繰延勘定償却	0	-	0	-	0 -
控除対象外消費税	49,842	0.3	47,516	0.3	2,326 4.9
その他	13,166	0.1	16,937	0.1	▲ 3,771 ▲ 22.3
予備費	0	-	0	-	0 -
特別損失	0	-	34,576	0.2	▲ 34,576 皆減

※収益比(対医業収益比率)…各費用÷医業収益(一般会計繰入金を除く)

	25年度 決算額	収益比 (%)	24年度 決算額	収益比 (%)	増▲減 (%)
市民病院事業 資本的支出	2,151,666	-	2,516,713	-	▲ 365,047 ▲ 14.5
建設改良費	1,058,049	-	997,415	-	60,634 6.1
施設整備工事費	522,721	-	198,772	-	323,949 163.0
固定資産購入費	535,328	-	798,643	-	▲ 263,315 ▲ 33.0
企業債償還金	1,077,297	-	1,501,058	-	▲ 423,761 ▲ 28.2
その他	16,320	-	18,240	-	▲ 1,920 ▲ 10.5

平成25年度 決算概要(脳血管医療センター)

1 経常収支の状況

	25年度 決算額	24年度 決算額	増▲減	(%)
脳血管医療センター 事業収益	6,385,573	5,928,369	457,204	7.7
医業収益	4,267,536	3,711,414	556,122	15.0
入院収益	3,623,700	3,181,170	442,530	13.9
延患者数(人)	77,797	72,620	5,177	7.1
1日平均患者数(人)	213	199	14	7.0
診療単価(円)	46,579	43,806	2,773	6.3
一般病床利用率(%)	71.0	66.3	4.7	7.1
外来収益	495,295	370,754	124,541	33.6
延患者数(人)	42,264	36,017	6,247	17.3
1日平均患者数(人)	173	147	26	17.7
診療単価(円)	11,719	10,294	1,425	13.8
診療日数	244	245	▲ 1.0	▲ 0.4
室料差額収益	45,905	56,767	▲ 10,862	▲ 19.1
一般会計負担金	102,636	102,723	▲ 87	▲ 0.1
医業外収益	2,071,362	2,169,140	▲ 97,778	▲ 4.5
一般会計負担金	1,739,130	1,766,999	▲ 27,869	▲ 1.6
一般会計補助金	193,860	264,074	▲ 70,214	▲ 26.6
国庫・県補助金	79	110	▲ 31	▲ 28.2
共通経費負担金	70,728	72,345	▲ 1,617	▲ 2.2
その他	67,565	65,612	1,953	3.0
介護老人保健 施設収益	46,675	47,815	▲ 1,140	▲ 2.4
指定管理者負担金	26,000	26,000	0	-
一般会計負担金	20,675	21,815	▲ 1,140	▲ 5.2
その他	0	0	0	-

経常収支	▲ 1,061,121	▲ 1,202,816	141,695
※一般会計繰入金を 除く経常収支	▲ 3,117,422	▲ 3,358,427	241,005
医業収支	▲ 2,623,034	▲ 2,806,251	183,217
資金収支①	179,054	93,646	85,408
純損益	▲ 1,061,121	▲ 1,222,314	161,193

	25年度 決算額	収益比 (%)	24年度 決算額	収益比 (%)	増▲減	(%)
脳血管医療センター 事業費用	7,446,694	178.8	7,150,683	198.2	296,011	4.1
医業費用	6,890,570	165.4	6,517,665	180.6	372,905	5.7
給与費	3,758,064	90.2	3,568,037	98.9	190,027	5.3
職員給与費	3,355,860	80.6	3,230,151	89.5	125,709	3.9
賃金	402,204	9.7	337,886	9.4	64,318	19.0
材料費	728,088	17.5	565,944	15.7	162,144	28.7
薬品費	289,782	7.0	227,852	6.3	61,930	27.2
診療材料費	350,635	8.4	254,513	7.1	96,122	37.8
給食材料費	82,863	2.0	80,905	2.2	1,958	2.4
医療消耗備品費	4,808	0.1	2,674	0.1	2,134	79.8
経費	1,320,117	31.7	1,231,309	34.1	88,808	7.2
光熱水費	281,062	6.7	258,546	7.2	22,516	8.7
修繕費	49,201	1.2	38,139	1.1	11,062	29.0
賃借料	57,836	1.4	45,009	1.2	12,827	28.5
委託料	848,366	20.4	810,271	22.5	38,095	4.7
その他	83,652	2.0	79,344	2.2	4,308	5.4
研究研修費	9,870	0.2	7,527	0.2	2,343	31.1
減価償却費等	1,074,431	25.8	1,144,848	31.7	▲ 70,417	▲ 6.2
医業外費用	448,046	10.8	495,186	13.7	▲ 47,140	▲ 9.5
支払利息及び諸費	347,658	8.3	373,716	10.4	▲ 26,058	▲ 7.0
繰延勘定償却	88,692	2.1	66,933	1.9	21,759	32.5
控除対象外消費税	8,902	0.2	48,892	1.4	▲ 39,990	▲ 81.8
その他	2,794	0.1	5,645	0.2	▲ 2,851	▲ 50.5
介護老人保健 施設費用	108,078	2.6	118,334	3.3	▲ 10,256	▲ 8.7
減価償却費等	68,655	1.6	79,297	2.2	▲ 10,642	▲ 13.4
支払利息及び諸費	31,025	0.7	32,738	0.9	▲ 1,713	▲ 5.2
繰延勘定償却	8,398	0.2	6,299	0.2	2,099	33.3
その他	0	-	0	-	0	-
予備費	0	-	0	-	0	-
特別損失	0	-	19,498	0.5	▲ 19,498	皆減

※収益比(対医業収益比率)…各費用÷医業収益(一般会計繰入金を除く)

2 資本的収支の状況

	25年度 決算額	24年度 決算額	増▲減	(%)
脳血管医療センター 事業資本的収入	984,209	1,983,430	▲ 999,221	▲ 50.4
企業債	190,000	1,000,000	▲ 810,000	▲ 81.0
一般会計出資金	794,109	983,030	▲ 188,921	▲ 19.2
国庫・県補助金その他	100	400	▲ 300	▲ 75.0
資本的収支②	▲ 474,493	▲ 697,152	222,659	
※一般会計繰入金を 除く資本的収支	▲ 1,268,602	▲ 1,680,182	411,580	
資金収支①+②	▲ 295,439	▲ 603,506	308,067	

	25年度 決算額	収益比 (%)	24年度 決算額	収益比 (%)	増▲減	(%)
脳血管医療センター 事業資本的支出	1,458,702	-	2,680,582	-	▲ 1,221,880	▲ 45.6
建設改良費	190,538	-	1,027,536	-	▲ 836,998	▲ 81.5
施設整備工事費	87,192	-	487,406	-	▲ 400,214	▲ 82.1
固定資産購入費	103,346	-	540,130	-	▲ 436,784	▲ 80.9
企業債償還金	1,268,164	-	1,653,046	-	▲ 384,882	▲ 23.3
その他	0	-	0	-	0	-

3 一般会計繰入金の状況

	25年度 決算額	24年度 決算額	増▲減	(%)
一般会計繰入金	2,850,410	3,138,641	▲ 288,231	▲ 9.2
収益の収入	2,056,301	2,155,611	▲ 99,310	▲ 4.6
資本的収入	794,109	983,030	▲ 188,921	▲ 19.2

平成25年度 決算概要(みなと赤十字病院)

1 経常収支の状況

	25年度 決算額	24年度 決算額	増▲減	(%)
みなと赤十字病院 事業収益	1,574,920	1,650,957	▲ 76,037	▲ 4.6
医業収益	60,328	62,542	▲ 2,214	▲ 3.5
入院収益	0	0	0	-
延患者数(人)	195,112	199,831	▲ 4,719	▲ 2.4
1日平均患者数(人)	535	547	▲ 12	▲ 2.2
診療単価(円)	70,117	67,841	2,276	3.4
一般病床利用率(%)	86.4	88.5	▲ 2.1	▲ 2.4
外来収益	0	0	0	-
延患者数(人)	272,829	263,266	9,563	3.6
1日平均患者数(人)	1,118	1,075	43	4.0
診療単価(円)	11,847	11,571	276	2.4
診療日数	244	245	▲ 1.0	▲ 0.4
室料差額収益	0	0	0	-
一般会計負担金	60,328	62,542	▲ 2,214	▲ 3.5
医業外収益	1,514,592	1,588,415	▲ 73,823	▲ 4.6
一般会計負担金	758,295	781,415	▲ 23,120	▲ 3.0
一般会計補助金	39,938	43,811	▲ 3,873	▲ 8.8
国庫・県補助金	53,445	54,172	▲ 727	▲ 1.3
共通経費負担金	8,000	9,000	0	-
指定管理者負担金	624,644	672,929	▲ 48,285	▲ 7.2
土地貸付料	23,703	23,916	▲ 213	▲ 0.9
その他	5,567	3,172	2,395	75.5
特別利益	0	0	0	-

経常収支	▲ 1,329,369	▲ 1,357,748	28,379
※一般会計繰入金を除く経常収支	▲ 2,187,930	▲ 2,245,516	57,586
医業収支	▲ 1,978,620	▲ 2,053,226	74,606
資金収支①	388,563	428,066	▲ 39,503
純損益	▲ 1,329,369	▲ 1,358,187	28,818

2 資本的収支の状況

	25年度 決算額	24年度 決算額	増▲減	(%)
みなと赤十字病院 事業資本的収入	1,493,258	1,386,235	107,023	7.7
企業債	135,000	49,000	86,000	175.5
一般会計出資金	1,133,136	1,112,112	21,024	1.9
一般会計補助金	225,122	225,123	▲ 1	▲ 0.0
国庫・県補助金その他	0	0	0	-

	25年度 決算額	収益比 (%)	24年度 決算額	収益比 (%)	増▲減	(%)
みなと赤十字病院 事業費用	2,904,289	-	3,009,144	-	▲ 104,855	▲ 3.5
医業費用	2,038,948	-	2,115,768	-	▲ 76,820	▲ 3.6
経費	440,405	-	449,343	-	▲ 8,938	▲ 2.0
政策的医療交付金	326,911	-	334,840	-	▲ 7,929	▲ 2.4
国庫補助金	10,802	-	9,971	-	831	8.3
県補助金	42,643	-	44,201	-	▲ 1,558	▲ 3.5
利子補助	39,938	-	43,810	-	▲ 3,872	▲ 8.8
本部費	8,976	-	8,980	-	▲ 4	▲ 0.0
その他	11,135	-	7,541	-	3,594	47.7
減価償却費等	1,598,543	-	1,666,425	-	▲ 67,882	▲ 4.1
医業外費用	865,341	-	892,937	-	▲ 27,596	▲ 3.1
支払利息及び諸費	739,882	-	771,285	-	▲ 31,403	▲ 4.1
繰延勘定償却	119,389	-	119,389	-	0	-
控除対象外消費税	6,070	-	2,263	-	3,807	168.2
その他	0	-	0	-	0	-
予備費	0	-	0	-	0	-
特別損失	0	-	439	-	▲ 439	皆減

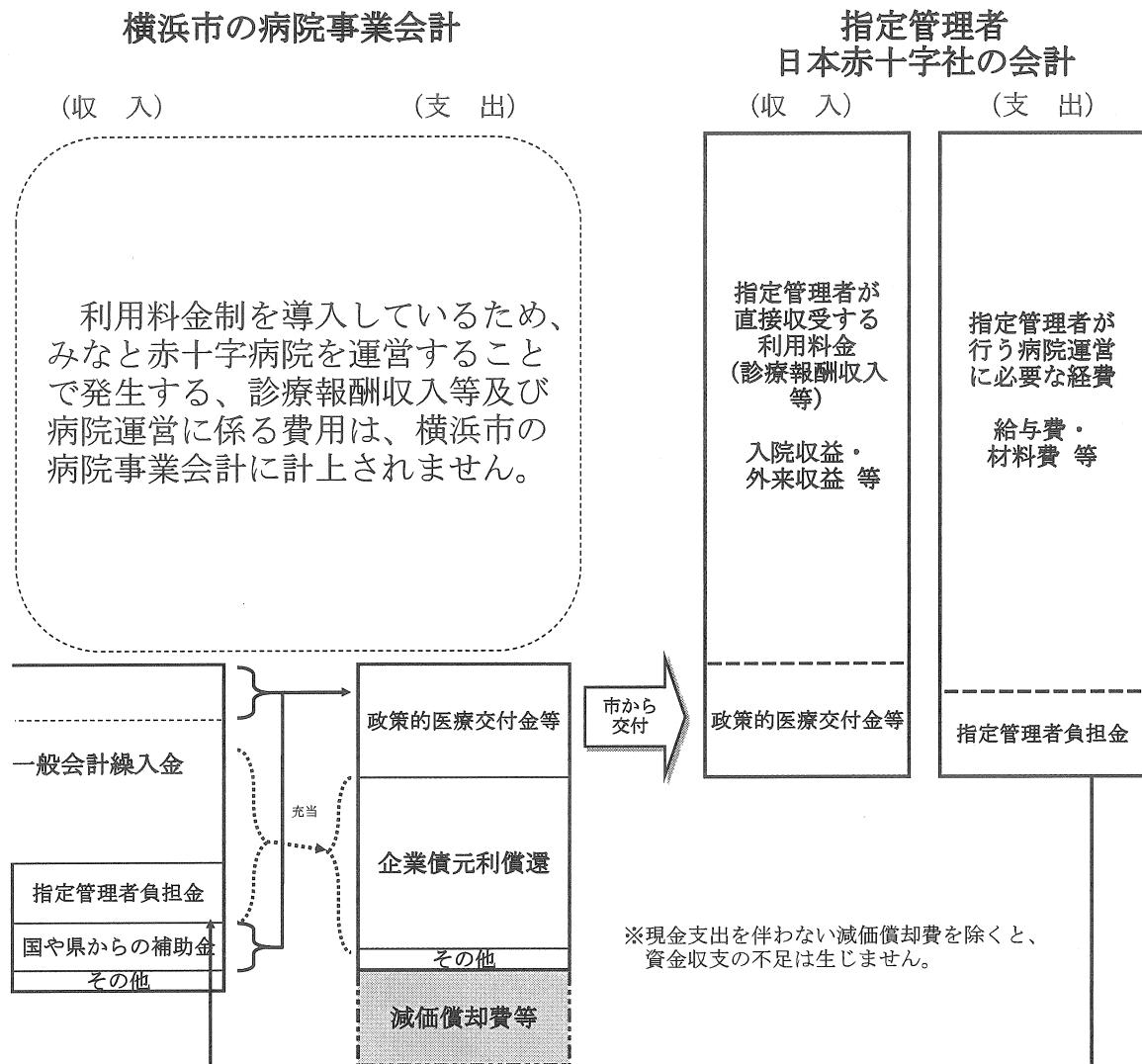
※収益比(対医業収益比率)…各費用÷医業収益(一般会計繰入金を除く)

資本的収支②	▲ 335,286	▲ 329,434	▲ 5,852
※一般会計繰入金を除く資本的収支	▲ 1,693,544	▲ 1,666,669	▲ 26,875
資金収支①+②	53,277	98,632	▲ 45,355

	25年度 決算額	収益比 (%)	24年度 決算額	収益比 (%)	増▲減	(%)
みなと赤十字病院 事業資本的支出	1,828,544	-	1,715,669	-	112,875	6.6
建設改良費	128,840	-	47,500	-	81,340	171.2
施設整備工事費	128,840	-	47,500	-	81,340	171.2
固定資産購入費	0	-	0	-	0	-
企業債償還金	1,699,704	-	1,668,169	-	31,535	1.9
その他	0	-	0	-	0	-

	25年度 決算額	24年度 決算額	増▲減	(%)
一般会計繰入金	2,216,819	2,225,003	▲ 8,184	▲ 0.4
収益の収入	858,561	887,768	▲ 29,207	▲ 3.3
資本的収入	1,358,258	1,337,235	21,023	1.6

みなと赤十字病院の収支の仕組み（利用料金制）



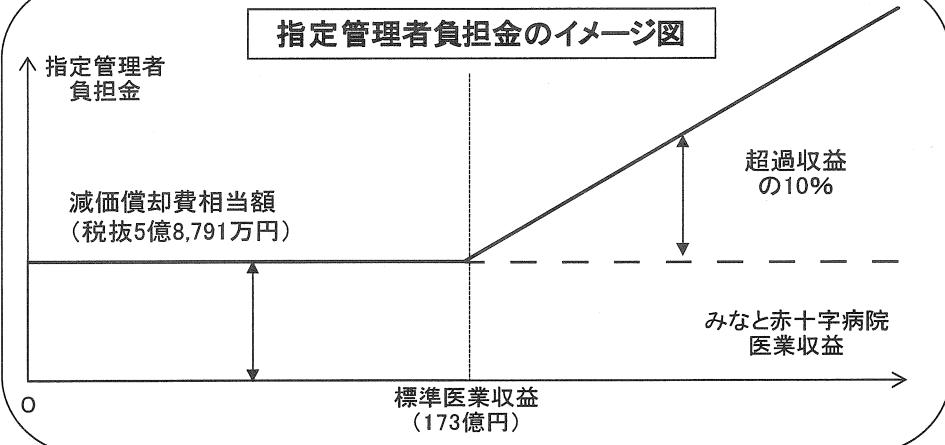
※指定管理者負担金の考え方

指定管理者負担金については、仮に民間病院が、現在のみなと赤十字病院と同規模の病院を建設した場合にかかる建設費用を平均建築単価から算出した上で、減価償却費相当分として金額を決定したものです。

また、当該病院の医業収益が、標準医業収益額を上回った場合には、上回った額の10分の1を指定管理者負担金に加算します。

病院事業会計上は、指定管理者負担金を基本的に企業債の償還財源に充てており、見かけ上、減価償却相当分が赤字となっています。

指定管理者負担金のイメージ図



【参考】横浜市立病院経営評価委員会について

1 設置の目的

横浜市立病院の経営状況の点検・評価と、市民病院の再整備に関する意見の聴取等を行うため、横浜市立病院経営評価委員会を設置

また、脳血管医療センターの病院名称について検討するため、第4回横浜市立病院経営評価委員会において脳血管医療センター名称部会の設置を承認

横浜市病院事業の設置等に関する条例（抜粋）

（附属機関）

第8条 法第14条の規定に基づき、別表の中欄に掲げる担任事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の委員（臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。）の定数は、別表の右欄に掲げる委員の定数のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

別表（第8条第1項及び第2項）

附属機関	担任事務	委員の定数
横浜市立病院経営評価委員会	病院の経営状況の点検、評価その他病院事業管理者が必要と認める事項についての調査審議に関する事務	10人以内

2 委員構成

【経営評価委員会】

	氏名	役職等	備考
委員長	田中 滋	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授	
委員	五十嵐 邦彦	公認会計士	
	窪 淳夫	工学院大学建築学部建築デザイン学科教授	
	加藤 尚子	国際医療福祉大学医療福祉学部 医療福祉・マネジメント学科准教授	任期 平成26年5月26日から
	篠原 ひろこ	公益社団法人神奈川県看護協会会长	
	高橋 由利子	市民	
	藤井 清孝	学校法人北里研究所理事長	
	古谷 正博	社団法人横浜市医師会会长	
	松原 由美	明治安田生活福祉研究所主席研究員	任期 平成26年2月28日まで

【脳血管医療センター名称部会】

	氏名	役職等
委員長	藤井 清琴 とうじい きよとなか	学校法人北里研究所理事長
委員	篠原 弘子 しのはら ひろこ	公益社団法人神奈川県看護協会会长
	林 貞三 はやし ていぞう	横浜市磯子区連合町内会長会監事
	吉谷 正博 よしやま まさひろ	社団法人横浜市医師会会长
	吉井 宏 よしい ひろし	公益社団法人横浜市病院協会会长

3 開催状況

【経営評価委員会】

- 第1回横浜市立病院経営評価委員会（平成25年5月15日）
横浜市立3病院視察（平成25年7月23日、8月6日、8月8日）
第2回横浜市立病院経営評価委員会（平成25年8月26日）
第3回横浜市立病院経営評価委員会（平成25年11月25日）
第4回横浜市立病院経営評価委員会（平成26年2月19日）
第5回横浜市立病院経営評価委員会（平成26年5月26日）
第6回横浜市立病院経営評価委員会（平成26年7月30日）

【脳血管医療センター名称部会】

- 第1回脳血管医療センター名称部会（平成26年4月10日）
第2回脳血管医療センター名称部会（平成26年4月22日）
第3回脳血管医療センター名称部会（平成26年6月23日）
第4回脳血管医療センター名称部会（平成26年7月7日）